

2020年度・2021年度原子力発電環境整備機構支援研究

「地層処分事業に係る社会的側面に関する研究」

研究件名：

「パートナーシップ型」合意形成モデルによる地層
処分事業における考慮要素の特定をめぐる法的研究

成 果 報 告 書

2021年11月30日

研究代表者： 友岡史仁（日本大学法学部・教授）

概要

研究成果の概要

本研究は、地層処分事業の一環として行われる候補地選定という世界的に困難な課題について、その先駆的事例の一つであるイギリスの実践例を中心に扱ったものである。当該事業は候補地に係る関連当事者の合意形成が主要な論点となるが、同国の「パートナーシップ型」という特徴的手法が西カンブリア地域において実践された事例に着目し、本事例の事業推進において必要不可欠と考えられた検討事項を客観的かつ具体的に明らかにし、とりわけ合意形成に際し求められる多様な考慮要素を抽出することで、インフォーマルになりがちな事業推進をできるだけフォーマル化する手掛かりを得た。

研究成果の学術的意義・社会的意義

イギリスの「パートナーシップ型」モデルとその実践例の検証を通じて、地層処分事業における候補地選定手続に見られる関連当事者の合意形成の方法を明確化と考慮要素の具体化によって、複雑な利害関係をいかに整序し紛争解決につながるかといった、この種のインフラ形成に際し求められる制度設計上の課題を、法的観点から明確化できる点において学術的意義がある。また、地層処分事業に係る国外事例の研究としても、取り上げられることが少なく住民参加を通じて合意形成していくというイギリスの先駆的実態を対象としたことで、日本において求められる参照モデルともなり得る点において、社会的意義がある。

研究分野

複雑な利害関係を行政法の思考方法に照らし、地層処分事業に係る候補地選定手続の仕組みを解明する。

キーワード：行政法、原子力法、イギリス法、エネルギー法、土地法

目次

1. 研究開始当初の背景	1
2. 研究の目的	2
3. 研究の方法	3
3.1 作業手法	3
3.1.1 文献調査における対象設定と研究成果との関係	3
3.1.2 研究手法の精査と情報共有手段について	3
3.1.3 当初予定との乖離（補足）	4
3.2 人権の保護及び法令順守への対応	4
4. 研究成果	5
4.1 主要な研究成果（概要）	5
4.1.1 2008 年白書と実証事例の検証成果として	5
4.1.2 「パートナーシップ型」モデルとインフォーマルな合意形成手法の関係	6
4.2 成果物として	9
4.2.1 研究会報告	9
4.2.2 具体的成果物	9
4.3 残された課題	9
5. 発表論文等	11
6. 研究組織	12
7. 原子力事業に関連するこれまでの研究（研究費助成等を受けた）実績（過去 5 年間） ..	13
参考文献	14

図目次

図 1	2018 年改訂文書による候補地選定手続に係る概念図	7
図 2	研究組織（概念図）	12

用語の一覧

略語

本報告書での表記	正式名称・意味など
2008 年白書	Defra, BERR and the Developed Administrations for Wales and Northern Ireland, <i>Managing Radioactive Waste Safely: A Framework for Implementing Geological Disposal</i> : Cm 7386 (June 2008)
2014 年白書	Department of Energy and Climate Change, <i>Implementing Geological Disposal -A Framework for the long-term management of higher activity radioactive waste</i> : URN 14D/235 (July 2014)
2018 年改訂文書	Department for Business, Energy and Industrial Strategy, <i>Implementing Geological Disposal-Working with Communities</i> (December 2018)

1. 研究開始当初の背景

本研究の応募時における背景として、地層処分事業において最も困難かつ実現性が懸念される施設立地手続に係る問題を、イギリス（以下、本報告書ではイングランド、ウェールズを指す）が具体化した「パートナーシップ型」の合意形成モデルを素材に、その成否にかかわる法的課題を検討することで、日本における地層処分事業に係る諸問題の一端を解明する狙いがあった。とりわけ日本では、紛争を未然に防止すべく概要調査段階でインフォーマルな形による合意形成手法が採られてきたと思われるため、このイギリスにおけるモデルがよりフォーマルな形で実施可能な解決の糸口を提唱することで、従前の日本における合意形成のための制度設計そのものを問い直すことにつながるものと考えたことにある。具体的には次の二つの点にある。

第1に、地層処分事業の推進には関係当事者間の合意形成手法とその際の考慮要素の特定が必要という点である。そもそも、地層処分事業の推進に係る合意形成は、諸外国における共通かつ困難な課題であり、これを克服するための解を見いだせていない現状があるが、この課題の克服に当たり、行政機関（国・立地自治体）、施設立地事業者、立地住民（個人・団体）間における合意形成の具体的手法とその際に不可欠となる考慮要素の特定が極めて重要になると考えられたことがある。

第2に、多数の利害関係者が合意形成を要する分野には、そこで期待されるさまざまな検討視角（例、科学的知見へのアクセス、社会・経済へのインパクトの検討、当事者間の信頼性、判断プロセス、資金等）を想定したうえで、事業を成立させることが求められるが、それには、法的思考・発想が不可欠と考えられた点である。具体的には、関係当事者の合意形成という高度な要求に応えるためには、錯綜する利害関係を紛争解決の観点から読み解き、論理的かつ説得的に議論を展開できる法的思考・発想が不可欠と考えられるからである。

以上であって、本研究における法的視角の意義をさらに付言するのであれば、特に、イギリスにおける土地利用法制（計画許可制度）の実践によって蓄積された参加手続について、同国が有する経験やそれに基づく知見は、地層処分事業における合意形成手続を構築（模索）する上で有用であり、かつ、わが国にとっても示唆に富む学術的な意義があると考えられたことがある。

2. 研究の目的

本研究では、イギリス政府が 2008 年白書において決定した立地手続の段階的ステップの一環として、利害関係者（自治体、事業主体〔国の機関を含む〕等）が「パートナーシップ」を形成し、事業推進に不可欠な事柄を当事者間で段階的に確認しながら事業の受入を決していくフォーマルな方法に依拠した本モデルを、法的思考・発想に照らして検討することで、地層処分事業に係る合意形成に際し真に不可欠な考慮要素が何であるかを説得的に抽出し的確に提供することを目的としたものである。

以上にあつて、本研究の具体的な狙いとしては、次のように整理できる。

第 1 に、合意形成手法に係る制度設計の在り方を明確にできることであつた。イギリスの実践例から、国・政府により決せられた制度枠組みに沿ったうえで紛争回避を企図したインフォーマルな合意形成手法における不備を明確にできる。その結果、当事者間での新たな合意形成に当たり必要とされた考慮要素を、現実具体的に提示することで、制度設計の根本的変革に迫ることができる。

第 2 に、実践例の検証を通じて地層処分事業に係る現在進行形の諸課題を明確にできることであつた。本研究が対象とするイギリス・西カンブリア地域の実証事例において、最終的に住民代表者による投票による否決結果により事業の推進に新たな展開が求められたこと、同・ウェールズ地域において 2018 年改訂文書により新たにこれと同様のモデルを試みようとしていることなどに鑑みて、当地における現在進行形の諸課題を解明し、合意形成手法における不可欠な考慮要素を一層明確にできる。

第 3 に、「1. 研究開始当初の背景」にも触れたように、フォーマルな合意形成に向けた一つの独自モデルを提言できることがあつた。インフォーマルな合意形成手法が紛争の未然防止につながるという思考方法をできるだけ断ち切り、事業推進組織としての適格性、候補地点の限定化、事業実施主体の安全考慮能力の段階的確認など実証事例を通じた論点を鮮明化することで、日本における地層処分事業の一モデルにできる。

3. 研究の方法

3.1 作業手法

本研究を推進するうえで、主に文献調査を中心に実施した(3.1.1)。また、研究会合および研究会報告も実施している。以下、その概要と具体的方法について述べる。なお、この作業手法は申請時点の内容と乖離しているが、その理由も適宜触れることとする。

3.1.1 文献調査における対象設定と研究成果との関係

(1) 文献調査の対象確定

本研究を遂行するにあたり、当初は文献調査と現地調査の二つの柱を据えて作業方針を立てたものの、コロナ禍において後者の実現が不可能になったことから、文献調査をメインに据えることとした。具体的には、イギリス政府が「パートナーシップ型」モデルの原型を提示した2008年白書に示された制度骨子の検討から進めることにした。

その中で、友岡と和泉田の最大の関心事である法的視角からの検討という視座から、候補地選定に係る合意形成手法がこの問題意識とどの程度その視角から解明し得るのかという関心に至った。そこで、文献調査を進めていくにつれ、関連当事者による候補地受入の意思表示に法的拘束力が発生するか否かという視点から、受入に伴い土地利用に係る諸種の規制に服する段階(土地利用法制の適用)の前後に着目して調査するという方向性を確認した。その過程の中で、2018年改訂文書により「パートナー型」モデルの修正が行われたことを発見したことで、当該文書の解析もあわせて進めた。

(2) 失敗事例からの考慮要素の特定

2008年白書を前提とした「パートナーシップ型」モデルが西カンブリア地域において実践されていたため、この事例に係る他の関連文献の調査を深化させる方針を加えた。具体的には、当該実践例を通じて関連当事者である候補自治体(またはその利害関係者)を中心として、候補地受入を否決した根本的な理由の探索が必要と考えられたことから、彼らの主張からみられる結果分析を試みることによって、候補地選定手続に求められる一定の考慮要素の特定作業に努めた。

3.1.2 研究手法の精査と情報共有手段について

本研究では、研究手法に係る精査の機会と友岡および和泉田との情報共有手段のそれぞれの確保を行った。研究会合は、期間内において合計3回行われた。これとあわせ、2回にわたる中間報告会(第1回は2020年12月、第2回は2021年9月)での報告と内容確認が行われた。また、本研究に係るテーマについての学外機関における研究報告(具体的内容は4に触れる)も実施した。

(1) 研究会合について

第1回会合（2020年7月、於：山形大学）では、本研究のキックオフミーティングとして、互いの意思疎通とあわせて、研究遂行に際し考えられる諸論点を掲げることで、情報の共有に努めた。なお、本来であればもう少し早めに研究のスタートを予定していたが、友岡の本務校における本研究の受入態勢の構築に時間を要したため、当該会合が本研究の実質的なスタートとなった。

第2回会合（2020年12月、於：日本大学）では、第1回会合と第1回中間報告会における指摘事項を念頭に、その後の具体的な研究作業の手法を詰めること、また、追加的な調査作業を行うことの確認に努めた。また、次の(2)研究報告にも言及する日本エネルギー法研究所における研究報告にむけた準備作業を行った。

第3回会合（2021年11月、於：山形大学）では、事業開始からの総括的な検討を行うとともに、本報告書作成に係る詰め作業を行った。

(2) 情報共有ツールの活用

友岡と和泉田は、情報共有の具体的手法として Slack を最大限活用することで、より互換的な情報共有を行った。その他、オンライン会議アプリである zoom を使うことで、対面での会合が困難な状況下（例、緊急事態宣言期間中の移動自粛時）においても、短時間ではあるが研究の進捗状況を確認しあうとともに、研究の具体的進め方について相互の意思疎通を行った。また、他の SNS をできるだけ頻繁に活用することで、本研究に係る意思疎通を確実なものとした。

3.1.3 当初予定との乖離（補足）

本研究の推進にあたり、2021年度はイギリスにおける現地調査等を通じ、これまでの文献調査における不確実性の解明や誤りの修正等を行うことを当初想定していた。しかしながら、同年度に入っても引き続き友岡の本務校におけるコロナ禍での海外渡航の原則禁止等の状況に変化がなかったことなどから、和泉田との協議の結果、現地調査は実施しないことで合意した。これに代替すべく、現地関係者（Cumbria County の上級職者）にメールでの直接アポイントとオンラインでのインタビューを試み、2018年以降の「撤退の権利」が法制度化されないこと、その他、「公衆支持テスト」というアプローチがとられていることなどに対する現地の方向性に係る認識の確認を内容とした依頼を行ったが、その実現に至ることができなかった。ただし、上記 3.1.1 および 3.1.2 にも示した研究方法を通じて、次の 4. において触れる研究成果を得られていることを付言しておく。

3.2 人権の保護及び法令順守への対応

該当事項はない。

4. 研究成果

4.1 主要な研究成果（概要）

ここでは、大きく分けて二つの観点から、本研究の成果について説明する。

4.1.1 2008 年白書と実証事例の検証成果として

(1) 2008 年白書の骨子

本研究が主眼とした「パートナーシップ型」合意形成モデルとは、地層処分事業に係る候補地選定手続の方式として 2008 年白書が採用したものであった。これは、同白書では、「自発性と協調に基づくアプローチ(voluntarism and partnership approach)」という概念を用いていたが、その一環が当該モデルである。そこで、このモデルの法的位置づけが問題となるが、同白書では必ずしも明らかにされていないという点に特徴がある。このため、本研究では、その意義も考慮する必要があった¹。

この白書が説示する当該モデルを採用する場合の具体的な手続について、本報告書では詳述を控えるが、その骨子として①「自発性のアプローチ」からの「撤退の権利(the Right of Withdrawal)」を有すること、②意思決定機関(decision making body)（「受入地共同体(Host Community)」において意思決定権を有する地方政府(Local Government)を指す）が「共同体立地パートナーシップ(Community Siting Partnership)からの助言と勧告(advice and recommendation)に基づき、撤退権の行使について責任を負う」こととされていることから、それらを前提に地層処分事業に係る施設受入れの約束につながっていくというものであった。

以上は、2008 年白書の表現を借りれば「関心表明(an Expression of Interest)」から「参加の決定(a Decision to Participate)」への一連の過程の中で実施されるものだが、この過程自体も法的な拘束力を持つものではないと解されていた。このほか、当該白書にいう「共同体パートナーシップ」がどのように助言と勧告を行うのか、その前提となる合意形成はどのようにするのか、また、助言と勧告を受けた後に意思決定機関がその他の事情も考慮することは可能なのか、また、「撤退権の行使」の位置づけなど、制度設計の方法としては多義的との評価が可能なものであった。

以上のことから、2008 年白書は合意形成手法としては概念的なものであり、その骨格の形成は実例が進行する中で形成されていくという構造がとられていたものと思われる。したがって、政府は詳細な手続までを決めないという方式は、後述の 2018 年改訂文書でも基本的には同様の立場をとっていると評価できるが、後述のように、2018 年改訂文書ではインフォーマルとフォーマルの状況をより明確化していることを、先に言及しておく。

(2) 事例検証を通じた考慮要素の特定

次に、2008 年白書を前提とした当該モデルの実践例についてみておく。この具体例が「西カンブ

¹以下で取り上げる 2008 年白書および 2018 年改訂文書に関する記述は、友岡史仁「『パートナーシップ型』合意形成モデル——イギリス地層処分事業の現況」日本エネルギー法研究所月報 269 号（2021 年）1 頁以下参照。

リア MRWS パートナーシップ(West Cumbria MRWS Partnership) の設立であり、候補地選定手続への参加に係る「関心表明」を 3 自治体（意思決定機関）が行ったことにつながる。したがって、2008 年白書の下では、土地利用法制の適用の前段階までは実践されたことを意味する。この点について得た示唆は、次の通りとなる。

第 1 に、当該「パートナーシップ」が受入れを決する手段として「世論調査」または「投票」といった選択肢を有していた点である。具体的な結果として、「世論調査」段階では、いずれも賛成が上回るか拮抗した状態であったが、最終的な意思表示に係る前提として採用された各地域代表者（議員）による投票（2013 年 1 月 30 日）において、Cumbria County が反対の意思表示をした結果、政府は西カンブリア地域における正式な受入は行われぬ旨決して終了したことがある。このような結論は、政府が民意に基づく結果に従ったという点では、このような民主的手続が法的に位置づけられていない状況にあっても、合意形成に係る重要な要素であったということに変わりない。

第 2 に、第 1 の評価ともつながってくるが、Cumbria County の担当者の主張として、受入断念の意思表示がなされた理由として、「撤退の権利」が法令化していなかったことへの不安、住民の大半が地層処分事業についてほとんど知らなかったという事前の状況分析が不十分と考えられていたこと、そして、回収可能な貯蔵施設(retrievable storage)の設置を求めていることがあげられる²。そして、本研究における一つの大きな示唆でありインパクトとして、このような背景的事情があったことが、合意形成手段の考慮要素として位置づけることができるのではないかと。

以上にあつて、イギリスにおける当該施設の設置手続の大枠は、土地利用法制の根拠法である 1990 年都市農村計画法(Town and Country Planning Act 1990)における手続をアレンジした 2008 年計画法(Planning Act 2008)に従って実施されることから、合意形成手法をとらえるうえで同法の枠組みで見ると、それ以外の手法も取られるのか、という視点が重要となる。しかし、「パートナーシップ型」モデルは、受入れの有無を決するためのものであつても法的でなく事実上の手続という点において、法的枠組みが登場するのは、まさに当該モデル後の段階ということの意味する。それゆえに、合意形成をできるだけ確実化するため、当該モデルの活用を目指す狙いがあつたと評価できよう（2018 年改訂文書下における土地利用法制に係る具体的課題として 4.1.2 (2)参照）。

4.1.2 「パートナーシップ型」モデルとインフォーマルな合意形成手法の関係

(1) 2008 年白書から 2018 年改訂文書までの状況——2014 年白書

本報告書では後述する 2018 年改訂文書に記されたモデルを主に検討対象としているが、その前に、先の 2008 年白書の改訂版と位置付けられる 2014 年に白書が公表されている。そこで(2)において 2018 年改訂文書に至るまでの状況について、若干言及しておく。

2014 年白書は、大きく分けると、①初期行動として候補地を特定しない形での枠組みの構築、および②①で定めた枠組みを実施する手続の二つに分ける内容と整理できる。確かに、同白書も「撤

²カンブリア・カウンティカウンシルから大臣に宛てた手紙の中で、このような指摘がみられる。カンブリア・カウンティカウンシルのウェブサイト

(<https://www.cumbria.gov.uk/elibrary/Content/Internet/536/651/4132010452.pdf?timestamp=435832154>) 参照。

退の権利」等は 2008 年白書の内容をおおむね踏襲する一方、とりわけ 2018 年改訂文書との関係では、①の段階が注目される。すなわち、イギリス政府自身は共同体と協働して、候補地選定に係る諸手続の詳細を開発するといった位置づけがとられるものの、その具体的な枠組みはここでは示されていないといつてよい点である³。したがって、2018 年改訂文書のモデルによって「パートナーシップ型」モデルの具体的な変容をとらえる必要があることを意味することから、次にその内容について詳細に見ておきたい。

(2) 2018 年改訂文書のモデルから見るあり方

2018 年改訂文書の概要として、こちらも主に 2008 年白書と同様、共同体との協働プロセス（例、任意のグループによる初期の議論、「公衆の支持テスト」等）について記述があり、こちらでは、科学的知見へのアクセスの可能性の重視と手続における透明性を通じて関係当事者間の合意形成の確保を図ろうとする狙いがある点である。なお、「公衆の支持テスト」が最終段階となり、それまでに撤回が認められるという仕組みをいう（2018 年改訂文書による候補地選定手続に係る概念図は図 1 参照）。



図 1 2018 年改訂文書による候補地選定手続に係る概念図

出典：Department for Business, Energy and Industrial Strategy, *Implementing Geological Disposal-Working with Communities* (December 2018), figure 9.

このように、イギリス政府は 2018 年改訂文書により、2008 年白書の公表以降続けてきた「パートナーシップ型」合意形成モデルに示された候補地選定手続に係る在り方に一定の制度的変更を加えた。確かに、2008 年白書に見る骨子と基本的な手続構造に変化はないといえるものの、具体的には①「共同体パートナーシップ」の設立に至るまでの諸手続を具体化した点、②国・自治体といった公的主体の関与をできるだけ抑えようとした点を看取できる点において、より任意性を高めた組織モデルを一要素として構築している。

³ See Department of Energy and Climate Change, *Implementing Geological Disposal -A Framework for the long-term management of higher activity radioactive waste*: URN 14D/235 (July 2014), para.7.2.この点、例えば「本白書は、2016 年以降に共同体の代表が運用する詳細なプロセスを規定しようとするものではない」(para.7.11)と表明している点にも表れている。

以上であって、①については、秘密裏に遂行される「初期の議論⁴」、事実の発見(fact finding)、関連自治体への情報提供のためのワーキンググループの立上げのうえで、探査地域を特定し、「共同体パートナーシップ」を構築するという手順を踏むとされる。また、この手順の中で、政府が各共同体に対し議論のための資金（年間 100 万ポンド）利用を可能にするという実態もみられる⁵。この意味するところは、合意形成の場を「パートナーシップ」に求め、それ以前においてはインフォーマルな形で合意形成に係る諸要素を精査しようという手続的仕組みをとった点は、注目に値しよう。ただし、ウェブサイトその他の会合の過程を見る限り、公開の形態をとっていることからすれば⁶、予想される考慮要素の特定へとつながる契機となり得る。

このようなことから、2008年白書が、土地利用法制の適用前段階として「共同体パートナーシップ」の設立を合意形成手続のフォーマル化過程の中で位置づけていた点からすれば、2018年改訂文書はその位置づけを異にしていることがわかる。そこで、「ワーキンググループ」などを通じて関係当事者の利害関係をできるだけ整序する作業が期待される一方、それが受入れの最終決定を促す組織としての「パートナーシップ」の前段階としてどの程度位置づけられるかは、本報告書作成段階において依然不明確さを払しょくすることが困難な面があることは否めない。

(3) 得られる示唆と残された課題

次に、2018年改訂文書における新たな「パートナーシップ型」モデルの進展を遂げている意義として、「共同体パートナーシップ」が「公衆支持テスト(public support test)」の実施メカニズムの選択を可能とすることがあえて 2018 年改訂文書に文言として盛り込まれた点も看過できない。とりわけ、このモデルを意義付けるうえで、現在進行中のワーキンググループでの活動や調査エリアの範囲画定作業に関する諸課題を探求する中で、本研究遂行中にも進展するワーキンググループがどの程度多様な意見形成を可能と考えているのかは、本研究に関わる残された課題となり得る。この現状は、可能な限り、「パートナーシップ型」への移行期間を設けることで、事実上のフォーマル化状態を形成する作業工程がとられているとみることができる。

他方、本研究の進展途中の 2020 年 10 月に北海道寿都町における地層処分事業推進に係る文献調査受入に応ずるとの町長による表明に係る報道に接し、日本における地層処分事業の現況を踏まえたうえで、どの程度イギリスの当該事業から示唆を得られるかを検証することも想起された。本研究の遂行時に、このような視点を交え、別の視角からの本研究の推進可能性を図ったものの、現実妥当性を考慮した結果、イギリスにおける実践例をまずは遂行すべきとの結論を得た。ただし、イギリスが上記にとらえた 2018 年改訂文書に係る内容を前提に、「共同体パートナーシップ」の構築

⁴ 確かに、2018年改訂文書によれば、本段階において話合いの内容を機密扱いにすることはできるが（ただし、2000年情報公開法および2004年環境情報規則を含む情報法の開示要件に従う）、「利害関係者とRWMが前進することを決定した場合には、できるだけ早い機会に公開されるべきである」とされている。See Department for Business, Energy and Industrial Strategy, *Implementing Geological Disposal-Working with Communities* (December 2018), para.6.15

⁵ Department for Business, Energy and Industrial Strategy, *op.cit.*, n 4, para.6.68. 「共同体投資基金(Community Investment Funding)」を通じた仕組みによる。

⁶ 例えば、Allerdale Working Groupのウェブサイト (<https://allerdale.workinginpartnership.org.uk/>) および Copeland Working Groupのウェブサイト (<https://allerdale.workinginpartnership.org.uk/>) 参照。両者はともに推進を前提とした関連自治体の地域に係るものである。

以前にできるだけワーキンググループ段階での議論を経由することを期待し、自治体のアプローチの仕方についてより任意性を高めている点において、とりわけ、国が主体となりつつ自治体による自発的な手上げ方式を採用する日本モデルとの相違を考察する意義を改めて検証する必要があると判明したことは、本研究を通じて得られた示唆を今後につなげられることを確信できた次第である。

以上のほかにも、2008年白書と同様、土地利用法制の適用という視角から起こり得る課題が依然として残されている点は指摘せざるを得ない。すなわち、(1)に見たような共同体との協働的手続の後に、受入に係る正式な決定手続として、2008年計画法上の「国家的大規模重要インフラ事業(National Significant Infrastructure Projects)」としての計画枠組・計画合意過程がみられ、地層処分事業に係る施設を当該事業者が設置する際にも同法上の「計画同意(planning consent)」を受ける必要がある一方、当該同意権を有する担当大臣が考慮すべき事項には、協働プロセスとは異なる利害関係を考慮する可能性は法的には否定できない状況にある。これは、イギリス法上、当該同意における考慮事項が広範であるという所以であるが、それゆえに、今後法的手続へと正式に移行した場合に、「パートナーシップ型」モデルの中で議論された内容からどの程度拡大的に考慮される事項が登場するかを見極める作業が必要になることを、ここに付言しておく。

4.2 成果物として

4.2.1 研究会報告

日本エネルギー法研究所における研究会（主査・交告尚史法政大学教授）の中で、本研究に係るテーマに関する報告の機会を得た（2021年1月）。その研究会は、主に行政法専攻の研究者から構成された研究班であることから、地層処分事業の候補地選定手続にかかる各種課題を、法的角度から貴重な指摘を受けることができた。その際、「パートナーシップ型」合意形成モデルの在り方として、それが任意の手続という問題点に注目されたこと、また、この合意形成モデルと土地利用法制との境界線に係る法的関係についての指摘があり、法的拘束力の限界事由を画することの困難さを検証する一つの契機を得た。

4.2.2 具体的成果物

本研究にかかわる成果物の一つとして、友岡は日本エネルギー法研究所月報 269号において「『パートナーシップ型』合意形成モデル——イギリス地層処分事業の現況」と称する論考を掲載できた（後掲5〔雑誌論文〕参照）。これは特に上記4.1.1における事実関係を整理したうえで、とりわけ2018年における改訂モデルの実施状況を踏まえた現況の紹介とあわせ、上記4.1.2に触れた課題を明確化する前段階的な位置づけとなる成果物を上げることができた。その内容は4.1における記述に概観した通りである。

4.3 残された課題

本研究の推進に伴い、上記のような具体的成果を示すことができた一方、その過程において、コ

ロナ禍でなければ考えられなかった新たな諸負担の激増等、研究遂行に際しての各種支障があったこと、なかでも本研究の支柱としていた実践事例に係る現地調査の機会が失われたことで、文献調査を通じて獲得した知見の現実妥当性（議論の最新状況のほか土地利用法制との関係性等）を十分に確認できなかった点は、悔やまれる。

5. 発表論文等

[雑誌論文]

1. 友岡史仁、『『パートナーシップ型』合意形成モデル——イギリス地層処分事業の現況』、日本エネルギー法研究所月報、査読無、269号、2021年1-4頁 (<http://www.jeli.gr.jp/img/file72.pdf>)

[学会発表]

1. 友岡史仁 = 和泉田保一 (共同報告)、「イギリスにおける高レベル放射性廃棄物地層処分選定に係るパートナーシップ型合意形成モデルについて」、日本エネルギー法研究所・2021年

[図書]

特になし

[その他]

特になし

6. 研究組織

本研究では、研究代表者である友岡 史仁（日本大学法学部・教授）と研究協力者である和泉田 保一（山形大学人文社会科学部・准教授）の二人体制で実施した。具体的には、次のような分担で行っている（概念図は図2参照）。

研究代表者である友岡は、行政機関（特に関係自治体）を中心とする合意形成手法の検討を担当した。また、インタビュー先とのやり取り、その他、論点提示など主要な作業を担い、本報告書の作成を含めたまとめ等を担った。

研究協力者である和泉田は、土地利用者に係る合意形成手法という法的手続への進展を見据えた別の角度からの検討を担当した。また、友岡の研究活動に協力すべく、各種文献調査をはじめ、インタビュー先の確保可能性等を講ずるとともに、本報告書の作成に際し友岡に貴重な助言を行った。

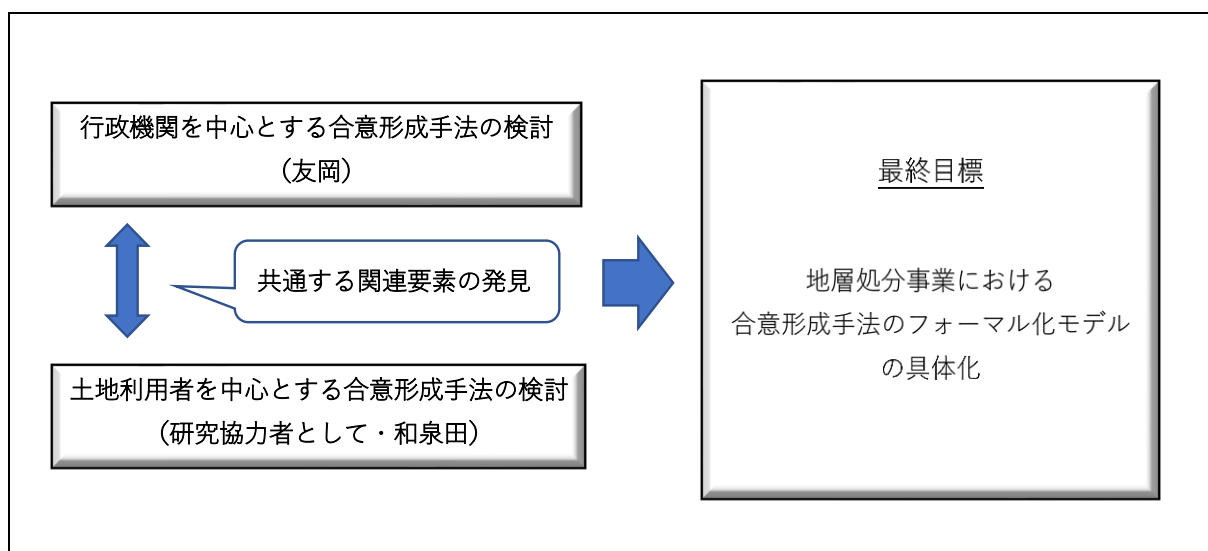


図2 研究組織（概念図）

7. 原子力事業に関連するこれまでの研究（研究費助成等を受けた）実績（過去 5 年間）

特になし

参考文献

- (1) 友岡史仁：「イギリスにおける放射性廃棄物の地層処分とその諸課題」、日本エネルギー法研究所『原子力行政に係る法的問題に関する総合的検討——平成20・21年度原子力行政に係る法的問題研究班研究報告書——』（JELIRNo.122）53－70頁（2011）
- (2) 友岡史仁：「イギリスにおける原子力行政と放射性廃棄物処分」、環境研究 170号 107－119頁（2013）
- (3) 友岡史仁：「イギリスにおける原子力法制」、比較法研究 76号 27－44頁（2014）
- (4) 和泉田保一：「都市計画における開発利益の取り扱いと損失補償について」榊原秀訓編著『現代イギリスの司法と行政的正義 —普遍性と独自性の交錯』（日本評論社・2020）253－282頁